

美咲町レセプトの開示に関する規則

平成17年3月22日

規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、美咲町国民健康保険に係る診療報酬明細書等の開示手続に関し必要な事項を定めることにより、個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分な配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) レセプト 美咲町国民健康保険に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書をいう。
- (2) 被保険者等 美咲町国民健康保険の被保険者（被保険者であったものを含む。）をいう。
- (3) 遺族 被保険者等が死亡している場合の当該被保険者等の配偶者及び一親等の血族（配偶者及び一親等の血族に該当する者がいない場合にあっては一親等の姻族）をいう。
- (4) 保険医療機関等 美咲町国民健康保険に係る保険医療機関及び指定訪問看護事業者をいう。
- (5) レセプトの開示 レセプトの閲覧又はその写しの交付をいう。

(開示の意義)

第3条 この規則による開示は、開示対象となったレセプトの内容に関する説明義務を伴うものではない。

(開示請求の期間)

第4条 開示請求は、開示請求の対象となったレセプトに係る診療月の末日の翌日から起算して5年を経過した日以後にはすることができない。

(開示請求者の範囲)

第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるレセプトの開示請求を町長に対してすることができる。

- (1) 被保険者等 当該被保険者等の診療に係るレセプト
- (2) 被保険者等が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人 当該被保険者等の診療に係るレセプト
- (3) 被保険者等からレセプトの開示請求に関する委任を受けた弁護士 当該被保険者等の診療に係るレセプト
- (4) 遺族 死亡した被保険者等の診療に係るレセプト
- (5) 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人 死亡した被保険者等の診療に係るレセプト

(6) 遺族からレセプトの開示請求に関する委任を受けた弁護士 死亡した被保険者等の診療に係るレセプト

(開示請求の手続等)

第6条 レセプトの開示請求及び開示に関する事務は、保険年金課において行うものとする。

第7条 第5条の規定によりレセプトの開示を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、必要事項を記載したレセプト開示請求書（様式第1号）を開示請求の場所において、別に定める請求者であることを証する書類等を提示したうえでこれを提出しなければならない。

2 代理人又は使者によるレセプトの開示請求は、これを認めない。

(保険医療機関等への照会及び通知)

第8条 町長は、レセプトの開示に当たっては、第5条第4号から第6号までに定める者からの開示請求の場合を除き、レセプト開示照会書に開示対象となったレセプトの写しを添付して、レセプトを発行した（調剤報酬明細書にあっては処方せんを交付した）保険医療機関等に対し、回答期限を示して、レセプトの開示の適否について照会しなければならない。

2 町長は、第5条第4号から第6号までに定める者からの開示請求に対して、開示又は部分開示の決定を行った場合には、遺族の同意を得て、速やかにその旨を保険医療機関等に通知しなければならない。ただし、当該通知を行うことについて遺族の同意が得られなかった場合は、当該通知は行わないものとする。

(開示等の決定)

第9条 町長は、前条の規定による保険医療機関等への照会に対する回答にしたがって、レセプト開示請求書を受け付けた日から起算して30日以内に開示、部分開示又は非開示の決定をしなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、レセプト開示請求書を受け付けた日から起算して30日以内に当該レセプトの開示決定をしなければならない。

(1) 第5条第4号から第6号までに定める者からの開示請求の場合

(2) 保険医療機関等に対し、前条第1項の規定による照会を行った際に示した回答期限内に当該保険医療機関等から回答が得られなかった場合において、電話等により回答の要請を行ってもなお、回答が得られない場合（主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合は除く。）

(3) 保険医療機関等の廃止等の事情により、前条第1項の規定による照会を求めることができない場合

(4) 前2号に定める事由に相当する理由があると認められる場合

3 第1項及び前項第2号から第4号までの規定により開示又は部分開示の決定をした場合において、当該開示決定又は部分開示決定の対象が調剤報酬明細書である場合は、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対して、レセプト開示通知書によ

りその旨を通知するものとする。

4 第2項第1号の規定により開示又は部分開示の決定をした場合において、当該開示決定又は部分開示決定の対象が調剤報酬明細書であるときは、遺族の同意を得て、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対して、レセプト開示通知書によりその旨を通知するものとする。ただし、当該通知を行うことについて遺族の同意が得られなかった場合は、当該通知は行わないものとする。

5 町長は、やむを得ない理由により、第1項及び第2項に規定する期間内に決定を行うことができないときは、相当と認められる期間その決定を延長することができる。この場合において、町長は、速やかに、レセプト開示決定期間延長通知書（様式第2号）により当該延長の期間及び延長理由を請求者に通知しなければならない。

（開示決定の通知等）

第10条 町長は、前条による開示又は部分開示の決定を行った場合には、速やかにレセプト開示（部分開示）決定通知書（様式第3号）によりその決定の内容、開示の日時その他開示に当たって必要な事項を請求者に通知しなければならない。

2 町長は、非開示の決定を行った場合には、速やかにレセプト非開示決定通知書（様式第4号）により請求者に通知するものとする。

3 町長は、開示請求の対象となったレセプトが存在しないときは、レセプト不存在通知書（様式第5号）により請求者に通知するものとする。

（閲覧による開示）

第11条 レセプトの開示又は部分開示の決定を受けた者は、当該レセプト開示（部分開示）決定通知書を開示場所に直接持参し、第7条に定めるところにしたがい、当該請求者本人であることを証する書類等を提示しなければ、その閲覧をすることができない。

2 前項の閲覧による開示は、当該レセプトの写しの閲覧により行うものとする。

（写しの交付による開示）

第12条 レセプトの開示又は部分開示の決定を受けた者は、当該レセプト開示（部分開示）決定通知書を開示場所に直接持参し、第7条に定めるところにしたがい、当該請求者本人であることを証する書類等を提示することにより、当該開示又は部分開示に係る部分の写しの交付を受けることができる。

2 前項の規定により写しの交付を受ける場合の交付部数は、請求レセプト1件につき1部とする。

3 前項の写しの交付は、郵送によることもできる。

（費用負担）

第13条 この規則の規定に基づくレセプトの閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 この規則の規定に基づくレセプトの写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

3 前条第3項の規定により郵送を希望する者は、郵便切手により郵送に必要な費用

を負担しなければならない。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第30号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(表)
レセプト開示請求書

美咲町長 様

年 月 日提出
受付整理番号

請求者欄	氏名	(フリガナ)	男 女	生年月日	年 月 日生	
	住所	〒 —			電話	
	受診者との関係	1 本人 2 遺族 3 (未成年者・成年被後見人)の法定代理人 4 弁護士				
	開示の方法	1 閲覧を希望 2 窓口交付を希望 3 郵送による交付				
	※遺族の氏名及び生年月日	(フリガナ)			年 月 日生	

- ◎ 「氏名」欄は、必ず請求者本人が署名してください。また、本人確認に印鑑登録証明書を提出する場合は、登録されている印を押印してください。(その他の場合は、押印の必要はありません。)
- ◎ ※印欄は、請求者が、遺族の法定代理人又は遺族から委任を受けた弁護士の場合のみ記入してください。

次のとおりレセプトの開示(交付)を請求します。

受診者欄	氏名	(フリガナ)	男 女	生年月日	年 月 日生	
	住所	〒 —			電話	
	診療時における被保険者証の記号番号					
	診療時における被保険者等の区分		1 国保一般 2 退職者本人 3 退職被扶養者			

- ◎ 受診当時の氏名を記入してください。
- ◎ 請求者が受診者本人の場合は、「氏名、生年月日及び住所」欄の記入は必要ありません。

診療年月	レセプト区分
年 月診療分	1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他
年 月診療分	1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他
年 月診療分	1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他
保険医療機関等の名称及び所在地	

役場受付印

写し受領時	受領者(請求者)署名

	年 月 日

(裏)

※ 以下の各欄は記入する必要がありません。

A 本人確認書類	1 運転免許証 2 個人番号カード 3 旅券(パスポート) 4 身分証明書(官公署が発行した写真付のものに限る。) 5 船員手帳 6 介護保険被保険者証 7 健康保険被保険者証 8 船員保険被保険者証 9 国民健康保険被保険者証 10 厚生年金保険年金証書(手帳) 11 身体障害者手帳 12 請求書に押印した印の印鑑登録証明書(発行日から6か月以内のもの) 13 写真付身分証明書(学生証, 社員証) 14 資格証明書(公の機関が発行した写真付のものに限る。) 15 その他()
-------------	---

B 本人(受診者)死亡・遺族特定の確認書類	1 戸籍謄本(抄本) 2 住民票(除票) 3 死亡診断書 4 その他()
--------------------------	--

C 法定代理人の確認書類	1 戸籍謄本(抄本) 2 住民票 3 後見登記事項証明書 4 成年後見人選任の審判書 5 成年後見開始決定に係る審判書 6 その他()
-----------------	---

D 弁護士の確認書類	1 弁護士記章(登録番号No.) 2 身分証明書 3 レセプト開示請求に係る「委任状」及び委任状に押印された印の印鑑登録証明書
---------------	--

※ Dの書類は、3点とも必要(身分証明書がない場合はAの書類)

様

美咲町長

レセプト開示決定期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました次のレセプトについて、決定期間を延長したので、美咲町レセプトの開示に関する規則第9条第5項の規定により通知します。

- 1 受診者名
- 2 延長の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 対象レセプト

診療年月	保険医療機関等名	レセプト区分
年 月診療分		1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他
年 月診療分		1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他
年 月診療分		1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他

- 4 延長の理由

様

美咲町長

レセプト開示(部分開示)決定通知書

年 月 日に受理したレセプトの開示請求について、次のとおり開示(部分開示)することと決定したので、美咲町レセプトの開示に関する規則第10条第1項の規定により通知します。

- 1 開示方法 〔① 閲覧 ② 窓口交付 ③ 郵送による交付〕
- 2 開示日時 年 月 日 午前・午後 時
- 3 開示場所
- 4 開示対象レセプト

〔受診者名 〕

診療年月	保険医療機関等名	開示内容
年 月診療分		1 開示 2 部分開示
年 月診療分		1 開示 2 部分開示
年 月診療分		1 開示 2 部分開示

(注1) 指定開示日時に都合が悪い場合には、あらかじめ所管課まで電話で連絡してください。

(注2) 閲覧、窓口交付を御希望される方については、来庁される際に、請求者本人であることが証明できる書類に併せて、この「レセプト開示(部分開示)決定通知書」を提示してください。提示がない場合には、開示できません。

(注3) 診療内容についての照会に対しては、お答えすることができませんので御了承ください。

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

美咲町長

レセプト非開示決定通知書

年 月 日に受理したレセプトの開示請求について、年 月 日付けで保険医療機関等に対し開示の適否について照会しましたところ、同意が得られなかったため、開示しないことと決定しましたので、美咲町レセプトの開示に関する規則第10条第2項の規定により通知します。

受診者名 []

診療年月	保険医療機関等名	レセプト区分
年 月診療分		1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他
年 月診療分		1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他
年 月診療分		1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他

様式第5号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

美咲町長

レセプト不存在通知書

年 月 日付けで開示請求のありました次のレセプトについては、調査しましたが、その存在が確認できなかったため、美咲町レセプトの開示に関する規則第10条第3項の規定により通知します。

1 受診者名

2 対象レセプト

診療年月	保険医療機関等名	レセプト区分
年 月診療分		1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他
年 月診療分		1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他
年 月診療分		1 医科入院 2 医科入院外 3 歯科 4 調剤 5 その他